

講 義 概 要

テーマ 中国・韓国・台湾の法規制について

講 師 社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 氏

纏め 日本工作油株式会社 日高 典子

1. 化学物質規制の潮流

化学物質の規制はハザード（危険有害性）からリスク管理へと変わってきており、さらにビジネスのグローバル化により、国連 GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）による危険有害性分類基準と表示方法を軸に MSDS やラベルといった表示方法については、世界的に歩調を合わせる動きが加速している。

一方で、GHS 自体には強制力が無く各国それぞれのシステムに GHS を部分的に採用できることにより、国ごとの民族性や価値観の差異により GHS 運用が微妙に異なっているケースがあるのも一つの事実であり、今後の国際調和に向けての課題は多く残っている現状である。

2. アジアの法規制

日欧米に追従し、近年中国・韓国・台湾ともに、既存化学物質及び新規化学物質の有害性情報整備のための法整備が急速に進んでいる。有害性情報の開示の仕組みについても GHS を基本としており、現段階では国ごとの若干の運用の違いや過渡期的な実務上のややこしさはあるものの、基本的には国際整合に向けた法整備が行われ実施されつつある。

3. セットメーカー（川下企業）の要求

EU RoHS 指令の大幅改定により、電気電子機器等製造者の義務は拡大している。製品に規制物質の含有が確認され指令に適合していないことが判明した場合、直ちに製品の引き上げやリコール等の措置を行い、加盟国の国家適格当局に非適合や正しい措置を取ったこと等の詳細内容の通知を行うことが義務付けられており、実際に1億円のリコール費用が発生したケースもあると言われている。このため、セットメーカーから部材メーカーへの化学物質管理の要求はより高いものになっている。化学物質を扱う川中・川上企業には今まで以上の高い信頼性を求められている。

4. まとめ

EU における順法活動は積極的で、化学物質管理に関しても相当な注意を払ってあらゆる適正措置を取ることを求めており、日本国をはじめアジア諸国もこの要求に答えられなければいけない。今後はリスクアセスメント、危険分析、品質保証の観点から、今以上に包括的な化学物質管理が求められ、サプライチェーン全体を網羅する化学物質管理システムが必要となる。

以上